

地域密着型サービス事業者公募要項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成 3 1 年 4 月
三重県桑名市

1. 公募の趣旨

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、身近な地域で提供されるサービスです。

桑名市では、平成30年度から3ヵ年の第7期介護保険事業計画に基づき、質の高い地域密着型サービスを提供する観点から、事業候補者を公募により選定します。

2. 公募するサービス種別と整備数

サービス種別	募集する日常生活圏域	整備数	開設時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	全ての圏域 ※6(3)①をご確認ください。	1ヶ所	平成31年～32年度 (2019年～2020年度)

※ 今回、施設整備の補助金を活用する際は、整備年は平成32年（2020年）度以降になり、平成31年（2019年）度整備予定の場合、補助金の対象にはなりません。

※ 訪問介護サービスと訪問看護サービスの提供形態は、一体型・連携型いずれの形態も可能とする。

3. 応募要件

- (1) 法人格をもっていること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項及び第115条の12第2項に定める欠格事項に該当しないこと。
- (3) 法人市民税、固定資産税、都市計画税を過去3年間滞納していないこと。
- (4) 整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (5) 施設を整備する土地建物は、設置者が所有権を有するか、又は取得が見込まれていること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。
※整備する土地を借地とする場合、事業の安定的、継続的な運営を確保する観点から、その賃貸借に係る契約期間は長期（20年以上）を前提とする。
※利用者家族との交流機会の確保や地域住民との交流の観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあることが必要です。
※土地の確保、取得等については各事業者自らの責任で行っていただきます。
- (6) 平成33年（2021年）3月31日までに整備が完了すること。
- (7) 必要とされる老人福祉法、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令に従うこと。また、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守すること。
※建物の配置・構造は、十分な耐震基準を満たし、日照、採光、換気等にも配慮すること。

(8) 地域住民への説明を行っていること。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「介護・医療連携推進会議」の設置が義務付けられており、そのメンバーには地域住民の代表者を含めるとされていること等から、地域との連携、交流が特に重要です。

整備予定地の地域住民（近隣に居住している住民のほか、自治会など。）には施設の説明を行い、報告書（様式10）、議事録、承諾書又は同意書（任意様式）を提出してください。なお、説明にあたっては、「桑名市の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」という旨を資料に記載するなど、誤解のないように十分注意して行ってください。

※ 説明会の報告書、議事録については、必ず、自治会など地域住民に写しを送付するなどにより、周知しておいてください。

4. 公募に関する質問について

(1) 質問受付締切及び提出先

受付締切：4月15日（月）～4月26日（金）午後5時15分まで

提出方法：質問書（様式11）を、次の提出先に直接ご持参またはFAXしてください。

※FAXの場合、到着確認のために電話連絡をお願いします。

提出先：桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課

【FAX（0594）24-3133】

(2) 質問への回答

5月10日（金）までに、桑名市ホームページに掲載します。

5. 応募方法

(1) 応募申込書、事前協議書の提出

4～5ページの「提出書類一覧」にある書類一式を綴ったもの（以下「正本」という。）を2部、同一覧のうち(2)、(7)、(9)、(10)、(11)、(16)及び(22)を綴ったもの（以下「副本」という。）を11部提出してください。

(2) 提出に関する留意事項

- ・様式はEメールで送付いたします。最終ページに記載の連絡先にお問い合わせください。
- ・提出いただいた書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・提出書類については、応募者の都合による変更は認めません。
- ・書類の体裁は次のように整えてください。
 - 用紙サイズは、証明書類など既定のもの及び図面類を除き原則A4版とし、「提出書類一覧」の順に並べる。

- 正本、副本ともに項目ごとにインデックス（番号+項目名）をつけ、フラットファイル等で綴る。
- 正本は、綴りの表紙と背表紙に「応募するサービス種別」及び「法人名」を記載する。
- 副本は、事業者及び個人が特定できる記述部分全て（代表者印を含む。）について、マスキング（塗りつぶし）を施す。

なお、市が必要と認めたときには、別途参考資料の提出を求める場合があります。

（3）応募受付期間及び提出先

受付期間：平成31年（2019年）5月20日（月）～5月27日（月）（土日祝を除く。）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

提出先：桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課

※直接ご持参ください。郵送、FAX、インターネット等による受付は行いません。

《別紙》 提出書類一覧

- 公募申込書
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業計画書
- 定款（最新のもの。）
- 法人登記簿謄本（申込前3ヶ月以内に発行されたもの。）
- 事業運営実績一覧表【様式1】
- 直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、財産目録）
- 既存事業（介護保険事業）に係る関係行政庁の監査及び指導状況等（過去10年間の改善指示書及び改善報告書などの写し）
- 既存事業の概要が分かるパンフレット等
- 建設予定地の登記簿謄本、位置図、公図
- 事業所平面図（改修及び増改築の場合は、改修・増改築前の図面も添付してください）
- 建設予定地の現況写真（既存建物の場合は全景のほか、事務室内の主要部分5枚程度）
- 事業所確保の折衝状況を記したもの（建物売買契約書、賃貸借契約書、合意書があれば添付してください）
- 工事工程表（様式自由。工事種別ごとに記載してください。）
（既存建物を改修／増改築する場合）建築確認通知書、検査済証、建物登記簿謄本
- 運営方針【様式2】
- 管理者の経歴【様式3】
- オペレーターの経歴【様式4】
- 訪問介護員等の雇用に係る方針【様式5】
- （一体型事業所のみ）看護職員等一覧【様式6】
- （連携型事業所のみ）連携する訪問看護事業所一覧【様式7】
- 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表【様式8】
- 利用者状況を蓄積する機器等及び利用者からの通報を受ける通信機器等の概要【様式9】
- 連携する医療機関一覧【様式10】

- 介護・医療連携推進会議の概要【様式 11】
- 緊急時及び非常災害時に備えた体制等の概要【様式 12】
- 31 年（2019 年）度資金計画書【様式 13】
- 31 年（2019 年）度収支予算書【様式 14】
- 誓約書【参考様式 1】
- 同意書【参考様式 2】
- 地元説明会報告書【参考様式 3】、地元同意書、議事録
- 法人市民税、固定資産税、都市計画税の納税証明書（提出前 3 ヶ月以内発行のもの）
- 法人印鑑証明書（申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの。）

6. 審査・選考

(1) 審査方法

事務局による書類審査と、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会 介護サービス事業者選定部会」において行っていただくプレゼンテーションにより、本事業に対する考え方や本市の定める「桑名市地域包括ケア計画」の理解度を審査します。

(2) 選定方法

- ・「3. 応募要件」について事務局で確認を行い、要件を満たしている応募者に対し、プレゼンテーションの通知をします。
- ・書類審査及びプレゼンテーション審査における各審査委員の持ち点を合計した点数の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合計した点数が最低基準点に満たない場合は、選外とします。
- ・最低基準点以上の得点を挙げた応募者のうち、上位1者を選定します。複数の応募者の合計得点が同点の場合、審査委員により審議を行い、委員長が順位を決定します。
- ・選定された応募者が辞退した場合、次順位者を繰り上げて選定します。ただし、次順位者が既に他サービスで事業実施を決めている場合等は、この限りではありません。

(3) ・設置主体の評価

① 事業実績	高齢者保健福祉事業等における十分な事業実績があるか
② 関係行政庁の監査及び指導状況	過去に行政機関からどのような指導や指摘があったか
③ 法人の経営状況	経営状況が良好であるか

・事業計画の基礎評価

④ 事業所運営の基本的考え方	本事業を理解し、具体的な運営方針や基本理念があるか
⑤ 管理者の経験及び適性	福祉分野における十分な知識や経験があり、医療との連携・調整ができる者か
⑥ オペレーターの資格及び員数	随時対応における判断能力、調整能力等、十分な知識及び経験を有するか
⑦ 訪問介護員等の資格及び員数	訪問介護の実施に関し、十分な知識・経験を有するか
⑧ 看護師等の資格及び員数	訪問看護の経験があるか。又、理学療法士等が配置されるか
⑨ 事業に必要な機器等の確保状況	利用者情報を蓄積する機器があり、オペレーターとの適切な通信手段が備えられているか
⑩ 事業所の確保状況	具体的な物件が確保されているか
⑪ 事業所の立地条件	事業所から利用者宅への訪問にかかる時間が適切か
⑫ 地域医療との連携	在宅医療を行う医療機関・医師から指導・助言が得られるか
⑬ 緊急時の体制	緊急時・非常災害時の対応が具体的に定められているか

・その他に対する評価

⑭ 利用者ニーズへの対応	個々のニーズに柔軟に対応するための取組みがあるか
⑮ その他特記事項	選定基準に掲げる項目以外に評価すべき内容が認められるか

(4) 審査結果の通知・公表

審査・選定の結果は、平成31年(2019年)6月中旬(予定)を目途に各応募者あてに文書で通知し、桑名市ホームページでも公表します。

なお、この選定に関する異議は一切受け付けない。

(5) その他

事業者の応募がなかった場合、又は審査の結果、選定基準に満たない等により事業者が選定されなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

7. 選定後の手続きについて

選定された事業者は、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、市に指定申請書を提出していただきます。市は、指定申請書の内容等を精査し、事業所の指定をします。ただし、当該サービスの指定基準に満たない場合には、指定しないことがあります。

8. 公募スケジュール

4月15日～5月29日	公募要項の公表
4月15日～4月26日	公募に関する質問 受付期間
5月10日	公募に関する質問 回答公表予定日
5月20日～5月27日	応募受付期間
6月上旬(予定)	審査(書類審査・プレゼンテーションなど)
6月中旬(予定)	事業候補者決定、公表

9. その他留意事項

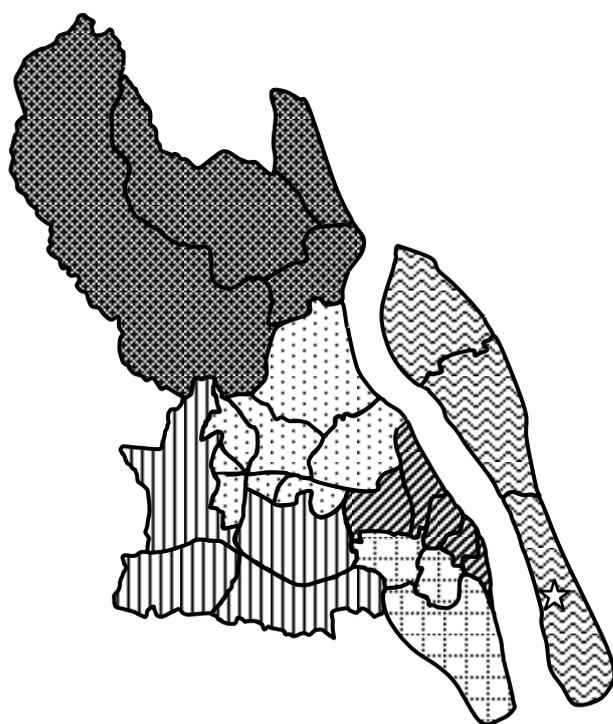
- 応募後、やむを得ない理由等で辞退する場合には、辞退理由を明記の上、応募者の署名及び捺印のある辞退届(参考様式: 応募辞退届)を提出してください。
- 提出に際し必要な費用は、応募者の負担となります。
- 市が受理した書類は公文書となります。このため、桑名市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合があります。
- 今後の施設整備補助金運用については、現時点では未定ですが、昨年度までであれば、この公募要項に基づく桑名市の事業者選定を経た後、市が三重県に補助協議書類を提出し、県の審査で補助対象事業として認められる必要があります。市から補助対象者への補助内示は、市が県からの内示を受理し、所定の手続きを経てからの通知となります。

《参考1》 日常生活圏域

日常生活圏域	地区
東部圏域	精義、立教、城東、修徳、大成
西部圏域	桑部、在良、七和、久米
南部圏域	日進、益世、城南
北部圏域	大和、深谷、筒尾、松ノ木、大山田、野田、藤が丘、新西方、星見ヶ丘
多度圏域	多度
長島圏域	長島

《参考2》 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所数及び定員数

(平成31年3月末日現在。)



圏域	事業所数 (か所)	定員数 (人)
東部	0	—
西部	0	—
南部	0	—
北部	0	—
多度	0	—
長島	1	15
全域	1	15

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地

桑名市役所 保健福祉部 介護高齢課

TEL 0594-24-1489

FAX 0594-24-3133

E-mail kaigom@city.kuwana.lg.jp